

第 1 0 6 号議案

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

足立区立認定こども園条例（平成 2 3 年足立区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 号中「その保護者が足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号。以下「保育実施条例」という。）第 5 条に規定する基準に該当し」を「子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 1 項の規定に基づく認定（次号において「認定」という。）を受けたもので」に改め、同条第 2 号中「）で、」の次に「認定を受けたもので、かつ、」を加える。

第 1 4 条第 1 項第 1 号中「保育実施条例」を「足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号）」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日以後の入園に係る申込み及びこれに対する承認その他の入園手続については、施行日前においても、この条例による改正後の足立区立認定こども園条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の制定に伴い、規定を整備する必要があるので、

この条例案を提出いたします。